

乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する。

工 乳房エックス線検査の留意点 (ア) 実施機関の基準

実射少必放、が査学しと検医とこ該本のす当日もたてる満はしいを。管会本さ工習と関とて準る度学日成房講この機則し基す精癌、構乳るう施原満質と診乳会りるず行実（を画の検本学よす準をの置準備もイ日科に催に影装基及るフ、人会開れ撮影様量えラ会婦学がこ房線撮仕線備グ学科理）は乳茎スなるなを干診産物。又がのク格め切）ン検本学じ会師関ツ適定適。マ癌日医同習技機工にのもる、乳、本下講線施房る会とあお本会日以る射乳す学くでな日学び。す放施線な要（線及う関療

乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する。

才 乳房エックス線検査の留意点

該本のす 当日もた 檜医とこ 会開れ撮
てる満 委医技術射。又が
はしいを。央本線放じ会師
関とて準る中日射理 同習
機則し基す理 放物下講線
施原満質と管会本學以る射
実(を画の度学日医)。す放
の置準びも精癌、本う。關療
影装基及る診乳会日いに診
撮影様量え檢本學びを查た。
の撮仕線備イ日科及會檢し
真なるなをフ、人會員線了し
写格め切)ラ会婦学委ス修ま
線適定適。グ学科理るクを望
塞スにのもるモ診產物れッ会が
のくる会とあん檢本學さエ習と
関ツす学くでマ癌日医成房講こ
機工施線な要、乳、本構乳るう
施房実射少必お本會日りるず行
乳を放、がな日学、よす準を
査学しと (線会に催に影

指導区分は「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

ア 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

イ 「精検不要」と区分された者

次回の検診受診を勧めるとともに、日常の健康管理の一環としての乳房の自己触診に関する指導をする。

(3) 記録の整備

精密検査の結果、がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等について記録する。

また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

(4) 検診の実施体制

乳がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。

ア 検診実施市町村の所在する都道府県に、成人病検診管理指導協議会乳がん部会が設置されていること。

イ 成人病検診管理指導協議会乳がん部会に届出がなされ、かつ、乳がん検診に関して一定の研修・講習等を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医が確保されていること。

ウ 乳がん検診の結果「要精検」とされた者について、精密検査の受診結果等が記録され、その記録が成人病検診管理指導協議会乳がん部会に報告される体制にあること。

エ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。

4 大腸がん検診

(1) 大腸がん検診の精度管理

大腸がん検診の精度は、採便方法、検体の保管、測定・判定方法等検査に関する要因と精密検査受診率、精密検査の精度等検診システムに関する要因の両方に影響される。したがって、市町村及び受託実施機関は、検診実施に当たっては、検体の取扱いに特に留意するうえに、要精密検査となつた者の把握とその追跡調査を行ふこと。なお、精度管理の指標としては、要精密検査率（便潜血検査陽性率）、精密検査受診率、大腸がん発見率、早期がん発見率等が挙げられるが、さらに、感度、特異度等を算出し、精密検査を含む全検診システムの評価を行うとともに、その維持、向上に努めること。

(2) 検診の実施体制

大腸がん検診に必要な実施体制は、次のとおりであ

指導区分は「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

ア 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

イ 「精検不要」と区分された者

次回の検診受診を勧めるとともに、乳房の自己検診に関する指導をする。

(3) 記録の整備

精密検査の結果がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等について記録する。

また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

(4) 検診の実施体制

乳がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。

ア 検診実施市町村の所在する都道府県に、成人病検診管理指導協議会乳がん部会が設置されていること。

イ 成人病検診管理指導協議会乳がん部会に届出がなされ、かつ、乳がん検診に関して一定の研修・講習等を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医が確保されていること。

ウ 乳がん検診の結果「要精検」とされた者について、精密検査の受診結果等が記録され、その記録が成人病検診管理指導協議会乳がん部会に報告される体制にあること。

エ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。

4 大腸がん検診

(1) 大腸がん検診の精度管理

大腸がん検診の精度は、採便方法、検体の保管、測定・判定方法等検査に関する要因と精密検査の実施機関は、検査の精度が市町村及び受託実施機関は、検査の実施に当たっては、検体の取扱いに特に留意するうえに、要精密検査となつた者の把握とその追跡調査を行ふこと。なお、精度管理の指標としては、要精密検査率（便潜血検査陽性率）、精密検査受診率、大腸がん発見率、早期がん発見率等が挙げられるが、さらに、感度、特異度等を算出し、精密検査を含む全検診システムの評価を行うとともに、その維持、向上に努めること。

(2) 検診の実施体制

大腸がん検診に必要な実施体制は、次のとおりであ

る。

ア 検診実施市町村の所在する都道府県に成人病検診管理指導協議会大腸がん部会が設置されていること。

イ 成人病検診管理指導協議会大腸がん部会が、市町村の作成した検診計画について、精密検査の円滑な実施の観点から十分調整できる体制にあること。

ウ 検診実施市町村が次の項目について成人病検診管理指導協議会大腸がん部会に、毎年、報告できる体制にあること。

(ア) 検診対象者数、受託実施機関名、測定キット名、1日分のみの検体提出者数

(イ) 受診者数(受診率)、要精密検査者数(要精密検査率)、精密検査受診数(精密検査受診率)

(ウ) がん発見数(がん発見率)、早期がん発見数(早期がん発見率)

エ 一定の研修・講習を受ける等大腸がん検診に習熟した臨床検査技師が確保されていること。

オ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。

る。

ア 検診実施市町村の所在する都道府県に成人病検診管理指導協議会大腸がん部会が設置され、市町村が、市町村の作成した検診計画について、精密検査の円滑な実施の観点から十分調整できる体制にあること。

イ 成人病検診管理指導協議会大腸がん部会が、市町村の作成した検診計画について、精密検査の円滑な実施の観点から十分調整できる体制にあること。

ウ 検診実施市町村が次の項目について成人病検診管理指導協議会大腸がん部会に、毎年、報告できる体制にあること。

(ア) 検診対象者数、受託実施機関名、測定キット名、1日分のみの検体提出者数

(イ) 受診者数(受診率)、要精密検査者数(要精密検査率)、精密検査受診数(精密検査受診率)

(ウ) がん発見数(がん発見率)、早期がん発見数(早期がん発見率)

エ 一定の研修・講習を受ける等大腸がん検診に習熟した臨床検査技師が確保されていること。

オ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。